

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【内国投資証券の形態等】(4)
- (3)【発行（売出）数】(5)
- (4)【発行（売出）価額の総額】(6)
- (5)【発行（売出）価格】(7)
- (6)【申込手数料】(8)
- (7)【申込単位】(9)
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】(10)
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】(11)
- (13)【引受け等の概要】(11－2)
- (14)【振替機関に関する事項】
- (15)【手取金の使途】(12)
- (16)【その他】(13)

第2【新投資口予約権証券】

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【新投資口予約権証券の形態等】(4)
- (3)【発行数】(5)
- (4)【割当日】(13－2)
- (5)【新投資口予約権の内容】
 - ①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】(4)
 - ②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
 - ③【新投資口予約権の行使時の払込金額】(13－3)
 - ④【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】(13－4)
 - ⑤【新投資口予約権の行使期間】
 - ⑥【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】(13－5)

- ⑦【新投資口予約権の行使の条件】
 - ⑧【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】(13－6)
 - ⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
 - (6)【引受け等の概要】(11－2)
 - (7)【振替機関に関する事項】
 - (8)【手取金の使途】(12)
 - (9)【その他】(13)
- 第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】
- (1)【銘柄】
 - (2)【投資法人債券の形態等】(4)
 - (3)【券面総額】
 - (4)【各投資法人債の金額】
 - (5)【発行（売出）価額の総額】(6)
 - (6)【発行（売出）価格】(7)
 - (7)【利率】
 - (8)【利払日及び利息支払の方法】
 - (9)【償還期限及び償還の方法】
 - (10)【募集の方法】
 - (11)【申込証拠金】
 - (12)【申込期間】
 - (13)【申込取扱場所】(10)
 - (14)【払込期日】
 - (15)【払込取扱場所】(11)
 - (16)【引受け等の概要】(11－2)
 - (17)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】(14)
 - (18)【振替機関に関する事項】
 - (19)【投資法人の登録年月日及び登録番号】
 - (20)【手取金の使途】(12)
 - (21)【その他】(13)
- 第4【短期投資法人債】(15)
- (1)【発行（売出）短期投資法人債の総額】
 - (2)【発行（売出）価額の総額】
 - (3)【発行（売出）価格】
 - (4)【発行限度額】
 - (5)【発行限度額残高】
 - (6)【支払期日】
 - (7)【支払場所】
 - (8)【振替機関に関する事項】
 - (9)【バックアップラインの設定金融機関】
 - (10)【バックアップラインの設定内容】
- 第二部【ファンド情報】
- 第1【ファンドの状況】
- 1【投資法人の概況】
- (1)【主要な経営指標等の推移】(16)
 - (2)【投資法人の目的及び基本的性格】(17)
 - (3)【投資法人の仕組み】(18)

(4) 【投資法人の機構】	(19)
(5) 【投資法人の出資総額】	(20)
(6) 【主要な投資主の状況】	(21)
(7) 【資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容】	(21－2)
2 【投資方針】	
(1) 【投資方針】	(22)
(2) 【投資対象】	(23)
(3) 【分配方針】	(24)
(4) 【投資制限】	(25)
3 【投資リスク】	(26)
4 【手数料等及び税金】	(27)
(1) 【申込手数料】	(28)
(2) 【買戻し手数料】	(29)
(3) 【管理報酬等】	(30)
(4) 【その他の手数料等】	(31)
(5) 【課税上の取扱い】	(32)
5 【運用状況】	
(1) 【投資状況】	(33)
(2) 【投資資産】	
① 【投資有価証券の主要銘柄】	(34)
② 【投資不動産物件】	(35)
③ 【その他投資資産の主要なもの】	(36)
(3) 【運用実績】	(37)
① 【純資産等の推移】	(38)
② 【分配の推移】	(39)
③ 【自己資本利益率（収益率）の推移】	(40)
6 【手続等の概要】	(41)
7 【管理及び運営の概要】	(42)
第2 【財務ハイライト情報】	(43)
1 【貸借対照表】	
2 【損益計算書】	
3 【金銭の分配に係る計算書】	
4 【キャッシュ・フロー計算書】	
第3 【内国投資証券事務の概要】	(44)
第4 【投資法人の詳細情報の項目】	(45)
第三部 【投資法人の詳細情報】	
第1 【投資法人の追加情報】	
1 【投資法人の沿革】	(46)
2 【役員の状況】	(47)
3 【その他】	(48)
第2 【手続等】	
1 【申込（販売）手続等】	(49)
2 【買戻し手続等】	(50)
第3 【管理及び運営】	
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	(51)

- (2) 【保管】 (52)
- (3) 【存続期間】 (53)
- (4) 【計算期間】 (54)
- (5) 【その他】 (55)
- 2 【利害関係人との取引制限】 (56)
- 3 【投資主・投資法人債権者の権利】 (57)

第4 【関係法人の状況】

- 1 【資産運用会社の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (58)
 - (2) 【運用体制】 (59)
 - (3) 【大株主の状況】 (60)
 - (4) 【役員の状況】 (61)
 - (5) 【事業の内容及び営業の概況】 (62)
- 2 【その他の関係法人の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (63)
 - (2) 【関係業務の概要】 (64)
 - (3) 【資本関係】 (65)

第5 【投資法人の経理状況】 (66)

- 1 【財務諸表】
 - (1) 【貸借対照表】 (67)
 - (2) 【損益計算書】 (68)
 - (3) 【投資主資本等変動計算書】 (69)
 - (4) 【金銭の分配に係る計算書】 (70)
 - (5) 【キャッシュ・フロー計算書】 (71)
 - (6) 【注記表】 (72)
 - (7) 【附属明細表】 (73)
- 2 【投資法人の現況】 (74)
 - 【純資産額計算書】 年 月 日
 - Ⅰ 資産総額
 - Ⅱ 負債総額
 - Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）
 - Ⅳ 発行済数量
 - Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）

第6 【販売及び買戻しの実績】 (75)

第四部 【その他】 (76)

（記載上の注意）

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
 - b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下eにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）b及び(15）fにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13）1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- f この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債等振替法第116条に規定する振替投資法人債をいう。（4）a及び(52）において同じ。）に係るものを含むものとする。
- g 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。））に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5）c、(17）c、(26）c、(30）及び(31）により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- b 投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第1項に規定する設立企画人をいう。（47）において同じ。）全員の氏名又は名称を記載すること。

(3) 届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）、短期投資法人債券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国投資証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債等振替法第226条第1項に規定する振替投資口をいう。（52）において同じ。）、振替新投資口予約権（社債等振替法第247条の2に規定する振替新投資口予約権をいう。（52）

において同じ。)又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

- b 当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下b及び(15)fにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(6) 発行（売出）価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 発行（売出）価格

a 投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。

(9) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(10) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11-2) 引受け等の概要

- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- b 当該届出に係る内国投資証券の募集について、当該内国投資証券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。）とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
- c 法第2条第6項第3号に掲げる方法による新投資口予約権証券の引受けがなされる場合には、引受人が引受けの対象となる新投資口予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、投資法人が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下cにおいて同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下cにおいて同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び有価証券届出書提出日の5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における投資法人が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(12) 手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

(13) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(13-2) 割当日

投資信託及び投資法人に関する法律第88条の14第1項第2号に規定する当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を記載すること。

(13-3) 新投資口予約権の行使時の払込金額

「新投資口予約権の行使時の払込金額」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(13-4) 新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額

「新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(13-5) 新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

「新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(13-6) 自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件

投資信託及び投資法人に関する法律第88条の2第4号に規定する事項を記載すること。

(14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

- a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。また、投資法人債管理補助者を設置する場合には、投資法人債管理補助者の氏名又は名称、住所及び投資法人債管理補助者である旨並びに委託の条件を記載すること。
- b 投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理者等を記載すること。
- c 「投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(15) 短期投資法人債

- a 「発行（売出）価格」の欄には、短期投資法人債券の金額100円についての発行（売出）価額を記載すること。
- b 「発行（売出）短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行（売出）に係る短期投資法人債券の発行総額を記載すること。
- c 役員会決議等で短期投資法人債券の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には有価証券届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債券の償還期限を記載すること。
- e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。
- f 当該発行（売出）に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
 - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
 - (b) 当該発行（売出）に係る短期投資法人債券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行（売出）に係る短期投資法人債券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法当該発行（売出）に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(16) 主要な経営指標等の推移

投資法人の直近5計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とする投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計

算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下この様式において同じ。) にあっては、10計算期間)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

- (a) 営業収益
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (d) 出資総額
 - (e) 発行済投資口の総口数
 - (f) 純資産額
 - (g) 総資産額
 - (h) 1口当たり純資産額
 - (i) 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (j) 分配総額
 - (k) 1口当たり分配金額(利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること。)
 - (l) 自己資本比率(純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
 - (m) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。(40)において同じ。)
- (17) 投資法人の目的及び基本的性格
- a 規約(その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。)に記載された投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
 - b 投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - c 投資法人が、投資ビークル(一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等(第六号の五様式「記載上の注意」(1) fに規定する組合等をいう。)、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの(信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。))をいう。(18) aにおいて同じ。)への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (18) 投資法人の仕組み
- a 投資法人の仕組み(当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。)について図表等を用いて分かりやすく記載すること。
 - b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産運用会社又は投資顧問会社、資産保管会社(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第22項に規定する資産保管会社をいう。)、一般事務受託者(同条第23項に規定する一般事務受託者をいう。)、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人(第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下b及び(21-2)において同じ。)等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)、運営上の役割(特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第29条の3第3項各号のいずれかに掲げる取引であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の8各項に定める基準に該当するものを行い、若しくは行った法人である旨を含む。)及び関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。
- (19) 投資法人の機構

- a 投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、投資法人による関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第4号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、同法第94条第1項において準用する会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない投資口（以下⁽²⁰⁾及び⁽²¹⁾において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第160条の規定により議決権を有しない投資口（以下⁽²⁰⁾において「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

(21) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下⁽²¹⁾及び⁽⁴⁷⁾において「所有投資口数」という。）の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。⁽⁶⁰⁾において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。なお、主要な投資主の状況の記載に当たっては、所有投資口数及び発行済投資口の総口数から自己保有投資口の口数を除くこと。

(21-2) 資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

- a 投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下aにおいて同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽⁴⁶⁾に準じて記載すること。
- b 投資法人、資産運用会社又は特定関係法人が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(22) 投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(23) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

- c 投資法人が、海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の2第1項各号に掲げる要件の全てを満たす法人をいう。以下c、(35)c及び(36)dにおいて同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下c、(35)c及び(36)dにおいて「株式等」という。）の総数又は総額に同令第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに、当該海外不動産保有法人に対する出資額、当該海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、ファンドに属する当該海外不動産保有法人の株式等の数又は額の当該海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額に対する割合及び当該海外不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資対象とする不動産について、a及びbに準じて記載すること。
- (24) 分配方針
規約に規定された分配方針を記載すること。
- (25) 投資制限
a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (26) 投資リスク
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
c 投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (27) 手数料等及び税金
a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(27)及び(31)において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。
b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。
c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (28) 申込手数料
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (29) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(30) 管理報酬等

投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(31) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(32) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(33) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。(34) c、(35) b 及び(36) cにおいて同じ。))を記載すること。

c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。

(34) 投資有価証券の主要銘柄

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下(34)において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

f 投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③ その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

(35) 投資不動産物件

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
 - b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下⁽³⁵⁾において同じ。）について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下bにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下bにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
 - c 投資法人が、海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を超えて当該株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資する不動産について、bに準じて記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。
 - d 投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③ その他投資資産の主要なもの」に記載すること。
- (36) その他投資資産の主要なもの
- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
 - b 投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。
 - c その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産については当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率も記載すること。

d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(34) c 又は(35) bに掲げる事項）を記載すること。投資法人が、海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を超えて当該株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該海外不動産保有法人の概況及びその投資する不動産について、(35) c に準じて記載すること。

e 投資資産が d に掲げる権利以外の権利である場合には、d に準じて記載すること。

(37) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(38) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、20計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該内国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(39) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(40) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」(34)に規定する収益率をいう。）を記載すること。

(41) 手続等の概要

「第三部 投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。

(42) 管理及び運営の概要

「第三部 投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

(43) 財務ハイライト情報

a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」((67)に掲げる貸借対照表をいい、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第61条の規定により注記される事項を含む。）、「損益計算書」((68)に掲げる損益計算書をいい、同条の規定により注記される事項を含む。）、「金銭の分配に係る計算書」((70)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((71)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(66) a において同じ。）が

当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

(44) 内国投資証券事務の概要

当該届出に係る内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 投資主又は投資法人債権者（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の3第1項第7号に規定する投資法人債権者をいう。）に対する特典
- c 内国投資証券の譲渡制限の内容
- d その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(45) 投資法人の詳細情報の項目

- a 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。
- b 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第27条において準用する法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。

(46) 投資法人の沿革

設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(47) 役員の状況

有価証券届出書提出日現在における投資法人の役員（設立中の投資法人にあつては設立企画人及び役員の候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の投資法人にあつては引受けを予定する投資口の口数）を記載すること。

(48) その他

- a 投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
- b 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- c 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(49) 申込（販売）手続等

- a 内国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資証券1単位当たりの販売価格が内国投資証券1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(50) 買戻し手続等

- a 内国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 内国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(51) 資産の評価

内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(52) 保管

内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口、振替新投資口予約権又は振替投資法人債については、この限りでない。

- (53) 存続期間
投資法人の存続期間について記載すること。
- (54) 計算期間
投資法人の計算期間について記載すること。
- (55) その他
 - a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
 - b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (56) 利害関係人との取引制限
投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (57) 投資主・投資法人債権者の権利
投資主総会又は投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第1項に規定する投資法人債権者集会をいう。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (58) 名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (59) 運用体制
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
- (60) 大株主の状況
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。
- (61) 役員の状況
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (62) 事業の内容及び営業の概況
資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用をしている場合には、全ての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。
- (63) 名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (64) 関係業務の概要
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

- (65) 資本関係
届出投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (66) 投資法人の経理状況
- a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- (67) 貸借対照表
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（⁽⁶⁸⁾ a、⁽⁶⁹⁾及び⁽⁷²⁾において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（⁽⁶⁸⁾ a、⁽⁶⁹⁾及び⁽⁷²⁾において同じ。）も記載すること。
- (68) 損益計算書
- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (69) 投資主資本等変動計算書
最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- (70) 金銭の分配に係る計算書
最近計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。
- (71) キャッシュ・フロー計算書
最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、⁽⁶⁷⁾ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。
- (72) 注記表
最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から

当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。

(73) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(74) 投資法人の現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(75) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

(76) その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(77) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国投資証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。